



2023年5月31日

各 位

会 社 名 株式会社アクセスグループ・ホールディングス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 木村勇也
(コード番号：7042 東証スタンダード)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 財 務 企 画 部 長 保 谷 尚 寛
(TEL. 03-5413-3001)

第三者割当による第1回乃至第3回新株予約権の
発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2023年5月15日開催の当社取締役会において決議しました、EVO FUND（以下、「割当先」といいます。）を割当先とする第1回乃至第3回新株予約権（以下、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度、2023年5月31日に発行価額の総額の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、2023年5月15日公表の「第三者割当により発行される第1回乃至第3回新株予約権の発行及び新株予約権に関する買取契約（ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）の締結に関するお知らせ」をご参照下さい。

第三者割当による本新株予約権の発行の概要

<本新株予約権発行の条件>

(1) 割 当 日	2023年5月31日
(2) 発行新株予約権数	2,000 個 第1回新株予約権：800 個 第2回新株予約権：600 個 第3回新株予約権：600 個
(3) 発 行 価 額	総額 2,148,200 円（第1回新株予約権1個あたり 1,294 円、第2回新株予約権1個あたり 852 円、第3回新株予約権1個あたり 1,003 円）
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	200,000 株（新株予約権1個につき 100 株） 第1回新株予約権：80,000 株 第2回新株予約権：60,000 株 第3回新株予約権：60,000 株 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は当初 502 円としますが、下限行使価額にお

	いても、潜在株式数は 200,000 株です。
(5) 資金調達額	243,848,200 円 (注)
(6) 行使価額	<p>当初行使価額</p> <p>第 1 回新株予約権：1,100 円</p> <p>第 2 回新株予約権：1,200 円</p> <p>第 3 回新株予約権：1,400 円</p> <p>行使価額の修正</p> <p>① 第 1 回新株予約権</p> <p>当社は、2023 年 12 月 1 日（以下、「第 1 回リセット日」といいます。）及び 2024 年 6 月 4 日（以下、「第 2 回リセット日」といいます。）において、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます（以下、かかる取締役会決議がなされた日を「修正決議日」といいます。）。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者（以下、「本新株予約権者」といいます。）に通知するものとし、当該通知が行われた日の 1 取引日（株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。）後の日に、第 1 回新株予約権の行使価額は、修正決議日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた額（但し、当該金額が、下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。なお、金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第 4 項に従って公表されていないものが存在する場合には、当社はかかる決議を行うことができません。</p> <p>② 第 2 回新株予約権</p> <p>第 2 回新株予約権の行使価額は、第 2 回リセット日において、第 2 回リセット日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた額（但し、当該金額が、下限行使価額を下回る場</p>

	<p>合、下限行使価額とします。)に修正されます。</p> <p>③ 第3回新株予約権</p> <p>第3回新株予約権の行使価額は、第1回リセット日において、第1回リセット日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額(但し、当該金額が、下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。)に修正されます。</p> <p>下限行使は当初502円としますが、本新株予約権の発行要項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。</p>
(7) 募集又は割当方法 (割 当 先)	<p>第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割り当てます。</p>
(8) そ の 他	<p>本新株予約権については、金融商品取引法による届出の効力が発生した後に割当先との間で買取契約を締結しております。</p>

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

以 上